

見守り 新鮮情報

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、**肝臓や胆道の病気**の変化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、**3種のサプリメントを摂取**していたが、**中止**したところ、これらの**値は減少**した。**サプリメントに対する反応を調べる血液検査**でもすべて**陽性**となり、**薬物性肝障害**と診断され、1カ月ほど**入院**となった。
(70歳代 女性)



健康食品の摂取による 肝障害にご注意

ひとこと助言

注意してね



- 健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- 健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄疸、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- 健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

見守り 新鮮情報

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。

このままでは雨漏り

するかもしれない。

すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今までないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

(70歳代 女性)



不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取りなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、ウォーターサーバーのレンタルと2カ月に1回の水の定期宅配契約をした。自宅にサーバーと水が届いたが、設置方法が分からず、自分で管理出来ないと思った。その日のうちに電話で解約を申し出たところ1万6千円の高額な解約料を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)



ショッピングモールで 勧誘されたウォーターサーバー

ひとこと助言

契約前に
よく考えよう



- ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思っても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- 場合によってはクーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報



事例1 インターネットで**海外航空券**の申し込みをしたが行けなくなつた。**キャンセル**をしたいが**電話もつながらず**、メールを送つても**返信が来ない**。(70歳代 男性)

事例2 インターネットで4カ月先の**海外のホテル**を**予約**した。翌日**キャンセル**したが、**高額な解約料**を請求された。(60歳代 女性)

契約条件は 自分でよく確認! インターネットでの旅行予約

ひとこと 助言



見守り 新鮮情報

事例1

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思い話を聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、別会社への光回線申込だった。(70歳代女性)



©Kurosaki Gen

事例2

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。

(60歳代男性)

光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

ひとこと助言

契約先を確認して



見守るくん

- NTT 東日本や NTT 西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなることがあります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

事例1 理髪店で**5回分**の散髪代で**6回散髪出来る**という**回数券**を購入していたが、前触れもなく**倒産**したようだ。**未使用**の券が残っている。電話をかけたがつながらない。
(80歳代 男性)

事例2 マッサージ店で**20回分の回数券**を

買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、**未使用**の回数券を**払い戻し**してもらおうとしたが、社内規定により**払い戻し出来ない**と言われた。

(60歳代 女性)



©Kuroasaki Gen

回数券 使えなくなる リスクも考えて購入を

ひとこと助言



見守るくん

- 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。健康状態や引っ越し等先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うことになります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しが出来るとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

は負荷が大きすぎると
思い、**退会**を申し出ると
「キャンペーン価格で入会した
場合、半年間は**やめられ
ない**。やめる場合は半年分の
会費に相当する**違約金**を
支払わなければならぬ」と
と言われた。

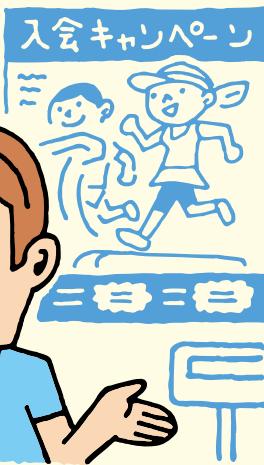
(60歳代 女性)

近所に**スポーツジム**がオープンし、
新規入会キャンペーンが行われて
いたので、**割引料金**で申し込みをした。
ジムでマシンを使って運動
したところ、膝が

痛くなつてしまつた。自分に

ええ!?

違約金が…



©Kurosaki Gen

退会するのに違約金! キャンペーン価格で入会したジム

ひとこと 助言

説明して
もらおう



見守るくん

- スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフ出来ません。
- 契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法等を確認しましょう。確認の際、分からることはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 特にキャンペーン等で入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金等を請求されたりすることがあるので注意しましょう。
- 入会後、健康状態等により通うことが困難になる場合もあります。事前に家族や周囲の人々に相談することも大切です。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。